

3. 生物多様性を高める林業経営と木材利用に向けて

(1) 生物多様性への林業経営の貢献

(生物多様性に対する林業経営の意義)

我が国においては、森林資源の状況や森林・林業をめぐる情勢、社会の要請等も踏まえつつ、森林における生物多様性保全に関する施策を講じてきた。原生的な天然林など自然の推移に委ねることを基本とする森林においては、厳格な保護・管理を引き続き行っていくとともに、今後は、林業生産活動等を通じた経営管理が一定程度行われてきた森林について、生物多様性を確保していくことが一層重要となっている。しかしながら、これまで生物多様性を高めるための森林の管理手法については明確には示されておらず、森林における生物多様性に関する取組の情報発信も十分には行われてこなかった。

このため、林野庁では令和6(2024)年3月に、これまでの生物多様性保全のための森林管理の実践例も参考にしつつ、生物多様性を高めるための林業経営の在り方を示すことを目的として、林業事業体等³¹を対象に「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」を取りまとめた。「森林の生物多様性を高める」とは、同指針において「生物多様性への負の影響を回避し、機能の低下した森林の再生を通じた生物多様性の回復を図ることも含



森林と生物多様性

https://www.rinya.maff.go.jp/j/sin_riyou/tayousei/top.html

事例 特－2 林業を通じて多様な林齢・樹種からなる森林配置へ誘導

株式会社山一木材(和歌山県新宮市^{しんぐう})は、苗木生産から木材販売までを行う会社であり、「伐採と造林の一貫作業システム」を採用し、伐採した後は自社で生産したコンテナ苗により確実に植栽を実施している。

植栽に当たっては、林業適地では、スギ、ヒノキによる再造林を実施し、森林資源の循環利用のサイクルの確立を図るとともに、経済的に不利で林業に適さない箇所では、木材生産を目的とせず、ウバメガシやクヌギなど広葉樹等を植栽することで、野生生物の生育・生息に適した森林を造成している。また、伐採木の集材には架線を、苗木の運搬には大型ドローンを用いることにより林地の保全にも配慮している。

このような林業経営における工夫が、多様な林齢・樹種からなる森林配置への誘導に貢献し、地域の森林の生物多様性を確保することにつながっている。



一貫作業により伐採後は確実に植栽



経済的に不利な箇所は広葉樹等を植栽

³¹ 実質的に森林の管理の担い手となっている森林組合、林業事業体、社有林保有企業体、森林所有者等と協定を結んで森林管理に取り組む企業体、自伐林家、公有林を所有する自治体等。

め、生物多様性の保全に一層配慮した森林管理を実践することにより、多様な動植物の生育・生息空間としての森林の質を現状より高めること」を意図している。このため、生物多様性への林業経営の貢献については、個々の森林施業のまとまりである林分単位だけでなく、地域の森林全体としての生物多様性に貢献するという視点が重要である。

森林生態系の生産力に基礎を置く林業は、その生産力の範囲内で行う伐採やその後の更新を通じて、様々な生育段階からなる森林の造成に寄与する。現在、森林の多くが資源として成熟し、利用期を迎えていることを踏まえれば、林業経営には、生物多様性の保全を図りつつ、林業生産活動を実施していくことにより、多様で健全な森林への誘導を担い、総体としての生物多様性の確保に貢献していくことが求められる(事例 特－2、特－3)。

林業事業体等が取り組むべきことは持続的な経営であり、森林の有する多面的機能の発揮や生態系に配慮した施業等を実践することである。また、持続的な経営の結果として供給される木材を利用していくことは、森林資源の循環利用を通じて、地球温暖化防止等にも寄与するものであり、社会経済に貢献する。

事例 特－3 里山広葉樹林の適切な更新の確保と利用

富山県では、燃料革命後に利用されなくなり50年生以上となったコナラ等からなる里山林が広く分布している。コナラ林は、かつて薪炭材等としての利用のため、20年生程度での伐採とぼう芽更新による再生を通じて維持されていたが、大径木となった高齢級のコナラ林はぼう芽更新が困難であることから、母樹を残した上で伐採し天然下種更新を促すことで若返りを図ることが必要となっている。

このため、富山県西部森林組合(富山県南砺市)では、里山広葉樹林の適切な更新と広葉樹資源の利用を目的として、管内に広く分布するコナラ林の伐採を実施している。伐採率は70%程度として発生した稚樹^{なんと}の刈り出し等を行っており、これまで伐採した箇所においては、コナラ以外にもホオノキやカエデ類など多様な高木性の広葉樹により更新が図られている。また、搬出した広葉樹材は、同組合が所有する工場に運搬し、きのこ栽培用のおが粉や薪等に加工している。



里山広葉樹林の更新を促すための伐採



高木性広葉樹の稚樹

(写真提供：富山県西部森林組合)

(2)生物多様性の面からみた今後の林業経営

(ア)多様な森林の配置への貢献

森林の生物多様性を確保していくためには、多様な森林が存在することが重要であり、長期的な方針をもって計画的に育成・誘導を図っていく必要があるが、我が国の私有林の所有構造は小規模分散的であることから、個々の所有を単位として多様な森林の配置を実

現することは難しい。

林野庁では、面的なまとまりのある森林を確保し、森林施業を効率的に実施するため、森林経営計画の作成等を通じて、「施業の集約化³²」を推進してきた。多様な森林の配置の実現に向けても、地域の森林管理の主体である林業事業体等が、集約した面的まとまりにおいて、目指すべき森林の姿を設定した上で、その実現に向けた森林施業等を計画し実行することが重要である。その際、市町村森林整備計画に定めるゾーニング等を踏まえ、発揮が求められる機能に応じた森林施業となるよう留意が必要である。

特に、人工林のうち、自然的・社会的条件から林業に適した森林については、主伐とその後の確実な再生林により持続的に木材生産を行っていく森林として維持し、林業を継続するための条件が厳しい森林については、森林整備事業や森林環境譲与税等を活用しつつ、間伐等の段階から侵入広葉樹を残し、針広混交林等への誘導を図るほか、帯状や群状の伐採と更新によるモザイク状の森林の配置への誘導を図ることが重要である。林業事業体等はこれらを実践する主体として、面的な広がりにおける多様な森林の配置に貢献することとなる。

(イ)個々の森林施業における生物多様性の確保

適切な森林施業の実施は、生物の生育・生息環境を確保・創出することなどにより、生物多様性を高めることに貢献する。一方で、動植物等の生育・生息環境の保全への配慮を欠く場合や、現地の地形や自然条件に反した施業が行われる場合には、森林の健全性を損ない、生物多様性にも悪影響を及ぼし得ることに留意が必要である。

このため、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」においては、森林施業上の配慮事項等について、「森林管理における生物多様性保全の取組手法例」として整理している(資料 特-21)。この中で、共通して取り組むべき事項としては、市町村森林整備計画に基づく適時適切な森林施業のほか、生物多様性の確保や土砂流出・土壌侵食の防止を図る上で重要な溪畔林や崩壊のおそれのある箇所を保全することなどが示されている。

資料 特-21 「森林管理における生物多様性保全の取組手法例」の概要

事項	①共通	②状況別
面的な管理	✓ 様々な林分構造等から構成される森林配置	—
施業手法	✓ 市町村森林整備計画の遵守 ✓ 溪畔林等の保全 ✓ 保護樹帯への影響の最小化	✓ 長伐期化、複層林化 ✓ 尾根筋保護樹帯の保残 ✓ 広葉樹、保残木、枯損木、樹洞木の保残(保持林業) ✓ 経済合理性が低い箇所の保残 ✓ 最小限の刈り払いや整地 ✓ 採取地が明らかな種苗の使用
病虫獣害	—	✓ シカ防護柵、単木保護資材の設置、シカの捕獲
外来種等	—	✓ 外来種駆除
絶滅危惧種等	✓ 絶滅危惧種等の情報収集	✓ 絶滅危惧種等が認められた際の専門家への相談
里山林の整備	—	✓ 里山資源の継続的利用
火入れ	—	✓ 火入れ計画の策定、延焼防止

資料：林野庁「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」

³² 施業の集約化については、第Ⅱ章第1節(4)116-120ページを参照。

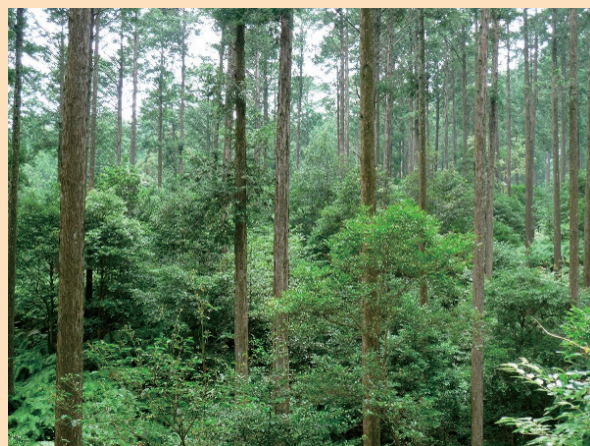
また、自然条件等を踏まえ、任意で取り組む事項として、地^{ごしら}え、植栽、間伐等を実施する際に侵入広葉樹等を残すなど作業ごとの配慮や、森林の連続性を確保するための尾根筋の保護樹帯³³の設定等のほか、広葉樹の植栽を実施する場合には、遺伝的攪乱^{かく}の防止に配慮し、採取地が明らかな種穂を用いた苗木を使用することも示している。

林業事業体等においては、自然条件等に応じた適切な手法を選択することで、生物多様性を確保することが可能であり、現場における工夫により実践している例もある(資料 特-22)。林野庁では令和7(2025)年3月に、森林経営計画の作成者が、これらの森林の生物多様性を高めるための取組等を任意で示すことができるよう、森林経営計画の運用見直しを行った³⁴。これにより、林業事業体等が生物多様性に配慮した森林経営計画を作成していくことは、「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」の目標の一つである生物多様性に配慮した空間計画の策定と効果的管理(目標1)において目指している方向性にも合致するものである³⁵。

森林施業における配慮は、生物多様性保全に加えて、水源涵養^{かん}や山地災害防止・土壤保全といった機能の発揮にもつながるものであるが、林業経営の観点からみれば、木材生産や造林・保育のコストに影響を与えるものであることも重要なポイントである。このため、鳥類等の生息場所となる老齢木や大径木等の一部について、主伐時に伐採せずに保持し、木材生産と生物多様性保全の両立を目指す「保持林業」の実証が行われており、コスト面からの検証も実施されている(事例 特-4)。

また、国有林野事業においても、主伐や地^{ごしら}え、植栽、間伐等の実施の際に、侵入広葉樹を残したり、水辺にある森林を保護樹帯に設定したりするなど、森林施業における生物多様性への配慮に取り組んでおり、その取組の一部を事例集として公表している(資料 特-23)。

資料 特-22 森林施業における生物多様性の確保の実践例



ヒノキ人工林内の広葉樹、下層植生の維持・育成
(速水林業)

³³ 隣接する林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持、溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため、伐採時に一定の幅で带状に残す林分。

³⁴ 「「森林経営計画制度運営要領」の一部改正について」(令和7(2025)年3月24日付け6林整計第629号林野庁長官通知)

³⁵ 昆明・モンテリオール生物多様性枠組については、第1節(2)6ページを参照。

事例 特－4 木材生産と生物多様性保全の両立を目指す「保持林業」の検証

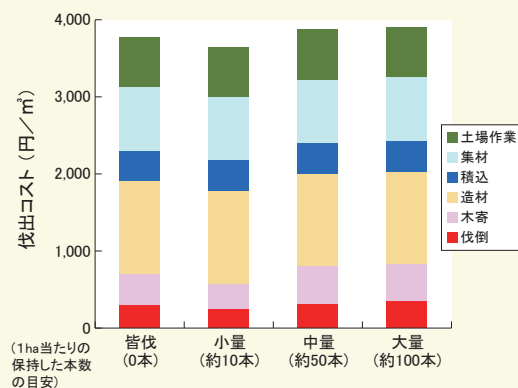
北海道、地方独立行政法人北海道立総合研究機構、北海道大学農学部、国立研究開発法人森林研究・整備機構は、平成25(2013)年度から北海道有林のトドマツ人工林等において、主伐時に一部の樹木を単木あるいは群状で残す「保持林業」の実証実験プロジェクトを開始し、生物多様性や木材生産性等への影響の検証を行っている。「保持林業」は、伐採前の森林にある生立木や枯死木を残すことで、生物の生息場所を確保するとともに、伐採後に成立する森林の構造や組成を複雑にし、生物多様性の確保を図ることを目的としており、例えば、森林性の昆虫は、樹木を保持することにより、個体数や種多様性が増加する傾向が確認されている。

また、実証実験では、1 ha当たり約10本、約50本、約100本の広葉樹を残す単木保持の実験区において、それぞれの木材生産性の調査を行った結果、広葉樹を残した場合に、全く広葉樹を残さない場合と比べて、木材生産コストはほとんど変わらない結果となった。

これにより、「保持林業」によって木材生産性を維持しながら、生物多様性を確保できる可能性が示唆されており、他地域での実践と知見の集積が今後の課題となっている。



1 ha 当たり約 50 本保持した実験区



保持した本数別のコストの比較

資料：国立研究開発法人森林研究・整備機構森林総合研究所ホームページ「研究成果2021年紹介分(伐採時に木を残す保持林業は森林性甲虫類の保全に効果がある)」、Tsushima, et al. Productivity and cost of retention harvesting operation in conifer plantations. *Forests*, 2023, 14(2): 324. を一部改変。

資料 特－23 国有林野の森林施業における生物多様性への配慮の取組例



水辺林周辺を保護樹帯として設定し、伐採地に侵入した天然木を極力保残した様子

林地で確認されたホオノキ等の広葉樹稚樹

(東北森林管理局)

資料：林野庁「国有林野の森林施業における生物多様性への配慮事例集」

(ウ)生物多様性を高める林業経営の新たな収益機会

林業事業体等においては、持続的な経営を通じて、木材の供給はもとより、生物多様性にも貢献していることを再認識し、対外的に訴求することで自らの価値を高められるとともに、生物多様性の確保に取り組む他業種の企業等との連携も含め、新たな収益機会を得られる可能性もある。以下に具体例を挙げて記述する。

(生物多様性への貢献によるクレジットの価値向上)

国際的に生物多様性と気候変動の課題に対して統合的な取組を進めていく必要性が認識されている中で、多様な生物の生育・生息の場であるとともに、我が国の温室効果ガスの吸収量の大半を占める森林の重要性はますます高まっている。林業事業体等は、間伐や主伐後の再造林等の森林整備、それらを通じた木材の供給等により、地球温暖化防止に大きく貢献しているが、さらに生物多様性の観点も取り入れることで、林業経営の可能性を広げることにつながる。

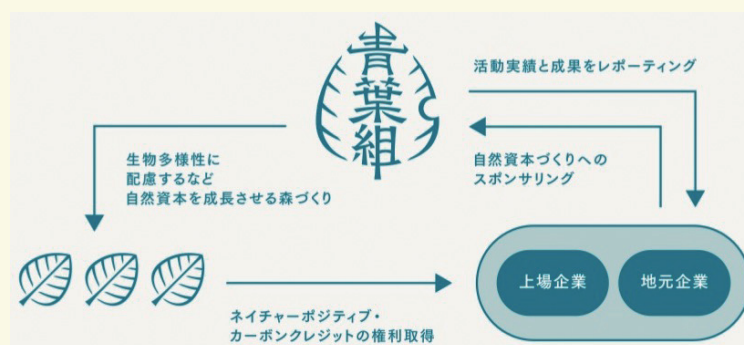
森林管理による温室効果ガス吸収量をクレジットとして認証する森林由来のJ-クレジット創出の取組においては、生物多様性の確保にも配慮し、付加価値の最大化を図る例もみられる。生物多様性の確保に取り組む林業事業体等とJ-クレジット創出に取り組む民間企業の連携も生まれており、このような取組が広がることも期待される(事例 特-5)。

事例 特-5 民間企業と協業した森づくり

株式会社GREEN FORESTERS(東京都千代田区)は、令和2(2020)年に設立された造林・育林専門の会社であり、伐採跡地の造林・育林を実施するほか、従事者を「自然資本のつくり手」として捉え、自然に発芽した樹木を積極的に残す森づくりや、草地や湿地の維持・管理にも業務を拡大している。

同社では、民間企業と連携して造林未済地を含む伐採跡地の森林再生に取り組んでおり、令和5(2023)年から、森林経営活動によるカーボンクレジット創出を推進しているENEOSホールディングス株式会社(東京都千代田区)と協業を、事業の売上の一部を植林活動に充てる方針を掲げていたKDDI株式会社(東京都千代田区)と連携をそれぞれ開始した。

これに基づき、株式会社GREEN FORESTERSは、民間企業からの資金提供を受け、溪畔域に落葉広葉樹を植栽するなどの生物多様性・自然資本に配慮した森づくりを実施している。このような森づくりを通じたクレジット創出や、活動実績と成果を協業・連携企業に開示することにより、カーボンオフセットと生物多様性への貢献、さらには企業の価値向上につながる森づくりのビジネスモデル構築を目指すこととしている。



民間企業との協業・連携のスキーム



広葉樹を含む多様な樹種による植栽
(写真提供：株式会社 GREEN FORESTERS)

(里山林の整備と広葉樹資源等の利用)

かつての里山林と人との関わりを取り戻し、損なわれつつある特有の生物多様性を回復していくため、里山林の整備に取り組み、二次的な自然を維持しつつ、多様な広葉樹資源を持続的に利用していくことも重要である。

林業が盛んな地域以外でも、ナラ枯れ被害対策等を契機として、里山林整備の積極的な取組が進み始めており、スギ、ヒノキ等を中心とした用材生産とは異なる、広葉樹資源を活かした林業に取り組む事例もみられる(事例 特－6)。近年は、広葉樹材の輸入が減少し、国産広葉樹材に対するニーズも高まっており、資源利用の面からも今後の取組の広がりが期待される。

令和6(2024)年11月には、国産広葉樹利活用の今日的な意義を提言・発信していくこと

事例 特－6 ナラ枯れ被害対策を契機とした広葉樹材活用の取組

香川県は、広葉樹林が約5万haと民有林の約6割を占め、その多くはクヌギやコナラ等からなる里山二次林である。令和元(2019)年度からナラ枯れ被害が発生し、拡大が懸念されていることから、令和2(2020)年度に「香川県ナラ枯れ防除対策方針」を策定し、高齢級の広葉樹林を対象に、ナラ枯れ被害予防のための伐採を実施するとともに、広葉樹材の有効活用に向けた取組を進めている。

取組初年度には、広葉樹材需要の掘り起こしに向け、サンプル材を製作して木工関連事業者等に配布し、数社から引き合いがあったが、品質面での要望が厳しく、納期や価格面でも折り合いがつかなかった。これを踏まえ、翌年度には、広葉樹材の搬出には労力と時間を要することや、広葉樹の材としての特性等について関係者間で共有するとともに、伐採予定の広葉樹林の樹種、立木本数、材積等の情報を記載した「立木リスト」を作成し、伐採前に川下の事業者を提供する取組を行った。また、県内の川上から川下までの事業者を対象に講演会や意見交換等を行い、交流を深めたことで「県産広葉樹関係人口」も増加している。

この結果、県内各地で広葉樹材が用材としての価格で流通し始め、約50m³が家具材として製材され、商品として流通するとともに、関係者間の独自の交流が生まれ、民間レベルでの県産広葉樹活用に向けた動きが広がっている。

今後は、「県産広葉樹関係人口」を広げるとともに、その交流を拡大することが重要であり、広葉樹材の生産者である川上の事業者、利用者である川中、建築や木工等の川下の事業者、さらには県民を始めとする消費者等が情報を共有・交換できる「場」の創出に向けて取り組んでいくこととしている。



ナラ枯れ被害防止のための広葉樹の伐採



県産広葉樹を活用した家具(テーブル・椅子)
(写真提供：香川県家具商工業協同組合)

等を目的として、有識者で構成される「里山広葉樹利活用推進会議」が立ち上げられた。同会議では令和6(2024)年度に3回会合を開き、里山広葉樹の利活用とその再生に向けた現状・課題についての議論を行うとともに、課題の解決に向けた提言を取りまとめ、発信した。

(エ)モニタリングと評価

生物多様性に貢献する林業経営の水準の向上を図るためには、森林施業等に関する活動目標を設定するとともに、モニタリングにより進捗を評価し、改善していくPDCAサイクルを回していくことも重要である。一方で、森林における生物多様性を評価するための統一的な手法の検討や生物多様性の定量化が課題となっている。

モニタリングにおいては、活動状況のほか、森林環境の状態の記録が必要であるが、継続的に実施することが重要であり、過大な労力やコストをかけなくても実施できるものでなければならないことから、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」においては、その方法として、少なくとも5年に一度の定期的な森林巡視による観察や林況の写真撮影等を提示している。また、特定の種の生育・生息に関する情報を記録する方法については、専門的な知識が必要となることから、生物種を特定するためのアプリの活用も有効である(資料 特-24)。

また、モニタリングの結果を踏まえて、森林施業等の活動を評価し、林業経営や森林管理に反映していくことに加えて、評価結果を対外的に情報開示することで、民間企業による森林整備への資金面での協力など外部資金の獲得につながることや、TNFD提言等に基づく情報開示を行う川下の木材の需要者とサプライチェーンで結び付くことも期待される。

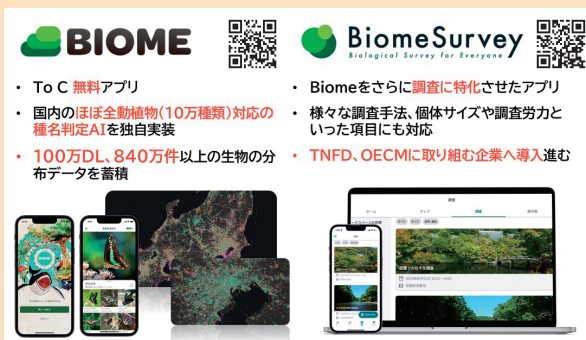
(3)持続的な経営から生産される木材の利用に向けて

(民間企業に持続可能な木材利用への配慮を求める動き)

生物多様性を高める林業経営が持続的に行われていくためには、そこから生産される木材が需要者に評価され、利用されていくことが重要である。近年、持続可能な開発目標(SDGs)の認知度の向上やESG投資の拡大など、消費者を含めた社会全体に環境意識が浸透しつつあり、建築物への木材利用³⁶による地球温暖化防止への貢献等の効果に対して期待が高まっている。このような中、2023年9月のTNFD提言等の動きを受けて、民間企業においては、自らの自然資本への依存度を評価した上で、企業活動に必要な原材料の調達の際に生物多様性の保全や持続可能な木材利用に配慮することが求められている。

建築物等に木材を利用する事業者等においては、建築資材等として使用する木材につい

資料 特-24 生物多様性の把握に資するアプリの例



BIOME  **BiomeSurvey** 
 Biological Survey for Everyone

- To C 無料アプリ
- 国内のほぼ全動植物(10万種類)対応の種名判定AIを独自実装
- 100万DL、840万件以上の生物の分布データを蓄積
- Biomeをさらに調査に特化させたアプリ
- 様々な調査手法、個体サイズや調査労力といった項目にも対応
- TNFD、OECMに取り組む企業へ導入進む

動植物の種名判定等が実施可能なアプリ
(Biome・BiomeSurvey)

³⁶ 木材利用の意義については、第Ⅲ章第2節(1)150-151ページを参照。

て、違法伐採木材であるなどのリスクを回避するため、輸入材から国産材に転換を図る動きもみられる(資料 特-25)。また、「気候変動」や「生物多様性」の課題への対応として、建築物の木質化や国産材の活用に取り組んでいることを企業が情報開示する例もある(資料 特-26)。このように企業における建築物等への木材利用の拡大により、木材利用への関心が更に広がることも期待される。

林野庁では、令和6(2024)年3月に「建築物への木材利用に係る評価ガイダンス」を作成・公表し、建築物に木材を利用する企業等が情報開示において木材利用の効果を評価し訴求する際の参考となる評価項目・評価方法を示した³⁷。ガイダンスでは、評価項目として、デュー・デリジェンス³⁸の実施による「持続可能な木材の調達」を挙げており、評価方法として、利用する木材について、合法性と共に森林の伐採後の更新の担保を確認できるものであること、又は、森林認証制度³⁹に基づき認証・評価されたものであることのいずれかであることを提示している。

他方で、林業事業体等が持続的な経営を実現していくためには、主伐後の再造林や保育に係る経費を賄えるだけの木材販売収入が必要であり、それに対する川中・川下の関係者を含めた相互理解も重要である。中には、川上から川下までの事業者が、再造林等の費用を織り込んだ水準で木材の取引価格を設定し、再造林に係る費用や負担を透明化した形で協定を締結している例もみられる⁴⁰。

(持続可能な木材利用に向けて)

サプライチェーンの中で、生物多様性の観点も含めて持続的な経営が行われている森林から生産される木材を選択的に利用できることは、林業経営側・木材利用側の双方からみて重要である。

資料 特-25 持続可能な木材利用推進に関する企業の取組

三菱地所グループ木材調達ガイドライン

- ・ 伐採国・地域における法令の遵守
- ・ 国産材を含む違法伐採リスクが低いと判断される国で生産される木材のみ調達
- ・ 国際的に信頼性の高い認証等の積極的な活用、サプライチェーンを通じた人権尊重 等
(対象範囲:三菱地所グループ全て、対象となる活動は建設用の木材・木材製品の直接調達)

三菱地所グループにおける持続可能な木材の利用推進に関する目標

	2030年度 目標	対象範囲
型枠コンクリートパネルの持続可能性に配慮した調達基準にある木材(認証材及び国産材)使用率	100%	三菱地所(株)、三菱地所レジデンス(株)
国産材採用率	100%	三菱地所ホーム(株) (注文住宅の構造材・床材部分)

資料：三菱地所グループ「三菱地所グループ木材調達ガイドライン」(令和5(2023)年7月制定)、「サステナビリティレポート2024」

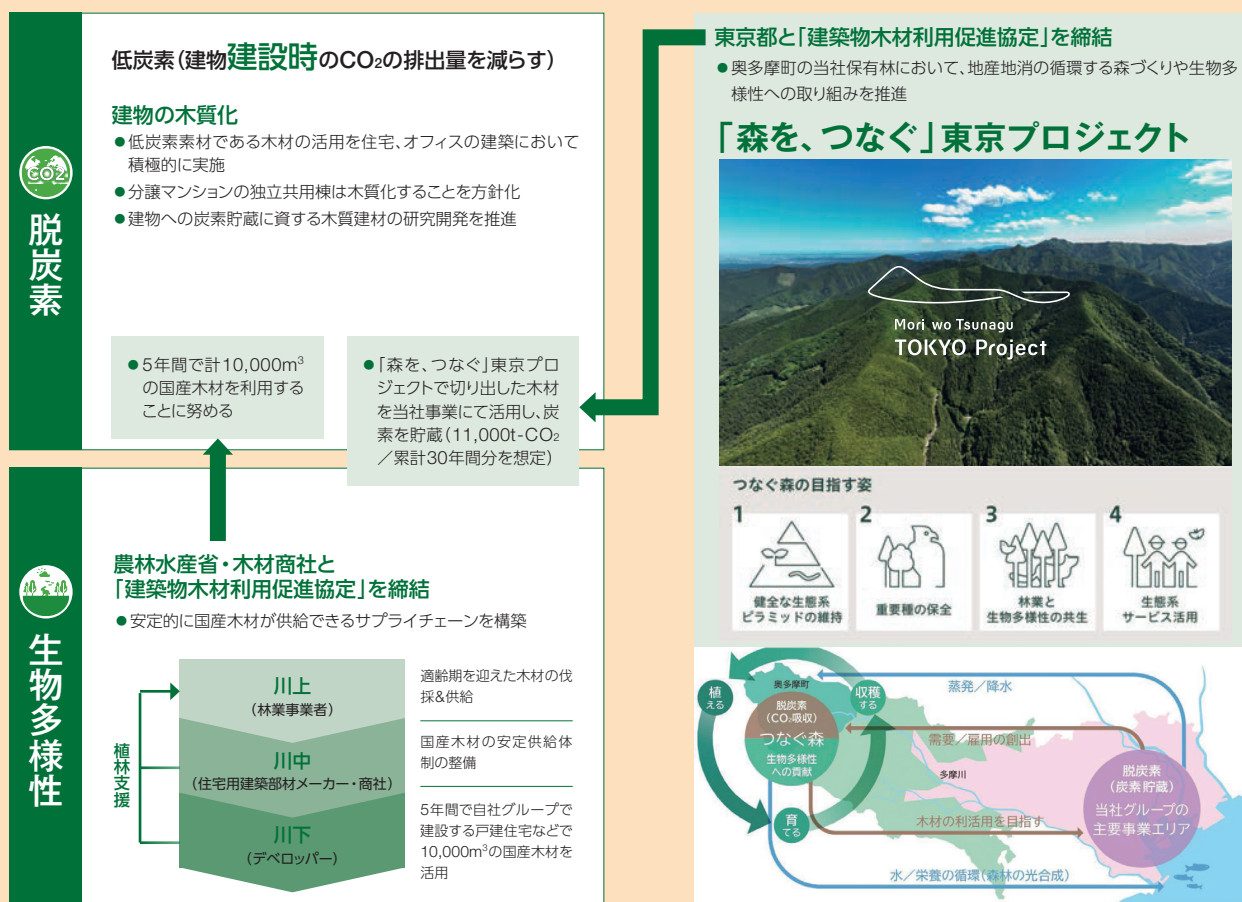
³⁷ 建築物への木材利用に係る評価ガイダンスについては、第Ⅲ章第2節(2)161ページを参照。

³⁸ 木材に関するデュー・デリジェンスは、利用する木材が合法性、生物多様性、人権などに配慮した持続可能な方法で生産・流通されたものであることを確認することを指す。「企業又は事業者が果たすべき注意義務」や「要求される相当の注意」のように訳されることが多い。

³⁹ 森林認証については、第Ⅰ章第4節(1)92-93ページを参照。

⁴⁰ 具体例については、「令和5年度森林及び林業の動向」第Ⅲ章第2節(2)の事例Ⅲ-2(137ページ)を参照。

資料 特-26 企業の「建物の木質化」等に関する情報開示例



資料：野村不動産ホールディングス株式会社「統合レポート2024(マテリアリティごとの取り組み(気候変動と自然環境))」を一部改変。

「建築物への木材利用に係る評価ガイドンス」では、持続可能な木材の調達に関する評価に「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(以下「クリーンウッド法」という。)⁴¹を活用できることとしており、同法では、木材関連事業者⁴²が木材を調達する際に合法性を確認するために活用できる書類として、伐採及び伐採後の造林の届出書や森林経営計画の認定書等が位置付けられている。今後はクリーンウッド法に基づく合法性確認への対応に加え、森林経営計画において生物多様性に関連する取組事項を示すことにより、木材の流通過程でその情報を伝達していくことも、生物多様性の確保と森林経営の持続可能性が図られている木材として選択的利用を促す有効な手段となり得る。

また、同ガイドンスでは、森林認証制度についても評価に活用できるものとしている。そのうち、我が国独自の森林認証制度である「SGEC認証」では、持続可能な森林管理の要求事項として、「森林生態系における生物多様性の維持、保全及び適切な増進」や「森林の社会的・経済的機能の維持及びその適切な増進」等の6つの基準と、「モニタリングによるパフォーマンス評価と改善」等が定められており、生物多様性と森林経営の持続可能性を一体のものとして評価している。

⁴¹ クリーンウッド法については、第Ⅲ章第1節(4)147-148ページを参照。

⁴² 木材等の製造、加工、輸入、販売等を行う者。

このように、生物多様性の観点も含めて持続的な経営が行われている森林から生産される木材が、需要者に評価され、その利用が拡大していくことは、山元の利益の確保や伐採後の再造林等にもつながり得るものであり、我が国の森林の生物多様性を更に高めることに貢献する。

(4)森林・林業施策全体を通じた生物多様性の確保

我が国の恵まれた気候条件の下で、森林とそこに生育・生息する多種多様な生物は、一部は厳格に保護・管理され、それ以外では継続的に保全管理・利用されることにより、長い年月をかけて、変化しながらもその多様性を育んできた。近年は、戦後造成された人工林資源が育成段階から利用可能な段階を迎え、林業生産活動が活発化しているほか、利用の縮小により特有の生物多様性が損なわれつつある里山林においても、人による働き掛けを強める取組が始まっている。

このような森林生態系から生み出される木材等の資材や良質な水、大気中の酸素の供給、気候の安定といった多岐にわたる恩恵が、これまで絶えずもたらされてきたのは、森林資源を利用すると同時に造成してきた林業経営を含む人の営みがあったからこそである。これらの恩恵を将来にわたり享受していくため、原生的な天然林などは引き続き保護・管理を行いつつ、人工林のうち、林業に適した森林では、森林資源の循環利用を促進し、林業を継続するための条件が厳しい森林では、侵入広葉樹を残しながら針広混交林等への誘導を図っていくこととしている。このような考え方の下、人手を加えていく森林では、「森林の生物多様性を高めるための林業経営の指針」等も踏まえ、森林の生物多様性を確保する形で持続的な林業経営が行われていくことが重要であり、林業事業者等による一層積極的な取組が期待される。また、このような林業経営が行われていくためには、そこから生産される木材を利用することが社会的にも評価され、木材を介した経済的な循環が促進されることで、更なる木材利用につながることも不可欠であり、木材需要者・消費者も含め、幅広い関係者の理解・参画が望まれる。

その際、行政や森林・林業関係者は、森林生態系からもたらされる恩恵を受ける国民のニーズも踏まえながら、個々の森林の状況に応じた森林管理が行われ、多様な森林がバランス良く形成されるよう取組を進めていく必要がある。

森林・林業基本計画においては、森林を適正に管理して、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、豊かな社会経済を実現する「森林・林業・木材産業によるグリーン成長」を掲げている。また、全ての森林は、豊かな生物多様性を支える重要な構成要素であるとの認識に立ち、森林が多様な生物の生育・生息の場として機能し、持続的な林業生産活動を通じて、空間的にも時間的にも多様な森林が形成されるよう、各般の施策を展開していくこととしている。

今後も、森林・林業・木材産業関係者、木材需要者、消費者等の関係者が、森林の保続と生物多様性の重要性、林業経営の意義や貢献について認識し、理解を深めていくことが重要である。また、それに対する相互の責任を認識しながら、生物多様性を高める林業経営と、持続可能な木材利用の実践を通じて、我が国の森林を将来にわたり受け継いでいくことが求められている。